

# 令和2年度 大阪府「建設業法」研修会

## ◆目的◆

令和2年度において、国土交通省と都道府県では、10月から12月を「建設業取引適正化推進期間」と定め、建設業取引の適正化を図るため、法令遵守に関する活動を行っています。

大阪府では、この期間の活動として、建設業者が自覚と責任をもち、義務付けられている行政庁への届出や建設工事の請負契約の締結及び施工等を適正に行っていただくなど、建設業法令遵守の推進を図ることを目的として、新型コロナウイルス感染拡大防止（3密回避）対策を講じた上で、標記の研修会を開催します。

※新型コロナウイルス感染拡大防止（3密回避）対策についてのお願いを受講申込書裏面に記載しています。受講にあたっては、対策へのご理解ご協力をお願い申し上げます。

## 1. 開催日時

A 令和2年11月19日（木）14:00～17:00

B 令和2年11月20日（金）14:00～17:00

※同じ研修内容となりますので、希望するいずれかにお申込みください。

## 2. 場 所

大阪府庁新別館北館4階「多目的ホール」（大阪府中央区大手前3-1-43）

## 3. 研修内容

・「建設業法等の改正について」

（国土交通省近畿地方整備局建政部建設産業第一課）

・「大阪府への許可申請等に当たっての注意事項（法改正後、解体工事業許可経過措置）」

（大阪府住宅まちづくり部建築振興課）

・「建設業における労働災害の現状とその防止対策について」

（大阪労働局労働基準部安全課）

・「建設工事に伴う廃棄物処理の元請責任について」

（大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課）

## 4. 対象者

府内の建設業許可業者

## 5. 申込方法

受講を希望される場合は、別紙「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、ファクシミリ又は電子メールにより、**令和2年11月13日（金）まで**に下記あてにご連絡ください。ただし、定員（各日150人）になり次第、応募の受付を終了させていただきますので、お早めにお申し込みください。（※研修会当日は、「受講申込書」の写しを受付に提出してください。）

なお、受講料は無料です。

## 6. お問い合わせ先

大阪府住宅まちづくり部建築振興課 建設指導グループ

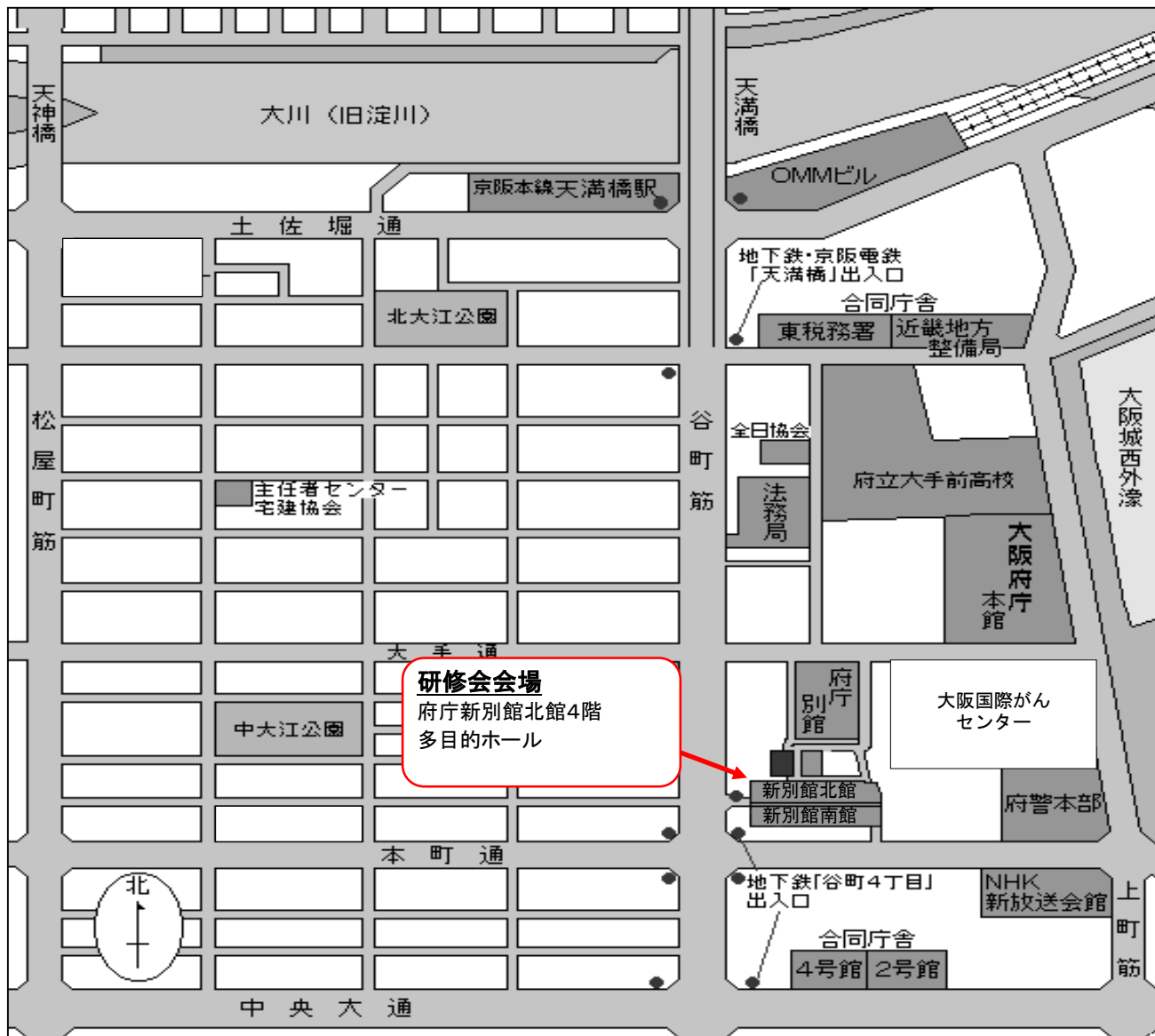
〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16 大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)1階

TEL 06-6210-9736 / FAX 06-6210-9731

E-mail [kensetsushido@gbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kensetsushido@gbox.pref.osaka.lg.jp)

## 令和2年度大阪府「建設業法研修会」 会場案内図

★ 大阪府庁新別館北館4階 多目的ホール (大阪府中央区大手前3丁目1番43号)



### ★ 会場<大阪府庁新別館北館>への交通案内

**Osaka Metro (旧大阪市営地下鉄) 谷町線・中央線谷町四丁目駅 1A 番附近から徒歩約 2 分**

1A 番出口を通りこし、そのまま約 20 メートル進むと、左側に新別館北館 2 階までのエレベーターがあります。

また、正面エスカレータで地下 1 階までいくと、左側に同北館出入口があります。

(右側は新別館南館の出入口となるので、ご注意ください。)

(建物までは、点字ブロックがあります。)

※大阪府では、周辺の交通渋滞の緩和や自動車排気ガスによる環境問題を踏まえ、公共交通機関のご利用をお願いしています。支障のない範囲で公共交通機関のご利用にご協力ください。

★ 問合せ先：大阪府住宅まちづくり部建築振興課 TEL06-6210-9736